

受診勧奨サポート

受診勧奨、していますか？

事業者は労働安全衛生法において、健康診断で要二次検査・要受診と判定された項目についての受診勧奨を行うことが努力義務として設けられています。

二次検査の受診勧奨を放置すると、事業者・従業員双方にリスク

事業者は、安全配慮義務を有している為、二次検査の受診勧奨を放置することで従業員が体調を崩してしまった際、事業所側に安全配慮義務の責任を問われる可能性があります。
また、生産性の低下や貴重な人材の喪失につながる場合があります。
従業員は、病気の早期発見、早期治療が遅れ、働くことが難しくなったり、命に関わったりする場合があります。



二次検査の受診勧奨を行い受診することで、**重症化予防・健康リスクを下げる**ことにつながります。
従業員が健康を維持することは、**生産性の向上**につながり、結果として**業績向上**にもつながります。

医療機関への受診勧奨について

労衛研では、保健師から受診勧奨を行うことができます。

【方法】 受診勧奨の方法については、事業所様のご希望に沿って行います。



【保健指導後の受診確認について】

保健指導後受診をしたか確認できるよう、対象者へ手紙を送り、受診状況を確認する支援を行っています。

返信頂いた受診確認書を集計し、**受診率**を担当者様にお出しすることができます。

※個人情報保護のため、相談内容の詳細はお伝えできません。(緊急時を除く)

受診確認書

氏名〇〇

受診項目

報告期限



<お問合せ先>

公益財団法人 福岡労働衛生研究所

〒815-0081 福岡県福岡市南区那の川1-11-27 (担当：健康増進部 見城・河野・児玉)

電話：092-526-1059 (直通) F A X：092-526-8473 メール：rek-soudan@rek.or.jp